

## 〈裁判報告〉（2015年12月25日提訴～2017年4月7日判決）

日本臨床心理学会  
会長 亀口公一（第22期運営委員長）

### 全面勝訴のお知らせ

#### はじめに

2017年4月7日、日本臨床心理学会（以下、本学会という。）が提訴した裁判の判決言渡が、大阪地方裁判所（第25民事部）807号法廷でありました。その判決は画期的な内容であり、原告全面勝訴でした。

しかし、4月21日に被告側が大阪高裁に控訴しましたので、現時点で今回の裁判の経緯について会員のみなさまにご報告します。

#### 判決までの経過

① 2015年9月4日、第22期運営委員選出を含む定期総会が京都大学で開かれましたが、議事が混乱し運営委員が選出されないまま終了しました。しかし、議長団に選出された實川被告らは、総会は流会ではなく続行中であり、實川議長が学会の代表者であると主張しました。さらに、第21期運営委員会（谷奥運営委員長）の反対を押し切って、9月26日に招集権がないにもかかわらず、日本基督教団東淀川教会で継続の定期総会と称して強行開催しました。

實川議長らは、出席者16人、委任状16人の計32人で審議を行い、實川、中川、金田会員の3人を第22期運営委員と称し、梅屋、戸田会員を監事と称して選出し、實川議長は自分が第22期運営委員長であると宣言しました。

しかも、9月26日の議事録を後日インターネットで公表し、学会事務委託会社に会員名簿の引き渡し要求を行う他、10月8日以降には、實川幹朗運営委員長名で日本学術会議や日本心理学諸学会連合に代表者変更届を出すなど一方的な行動を起こしました。

② 同年10月16日、「戸田游晏こと戸田弘子」が申立人として、第21期運営委員長（谷奥運営委員長）を相手方として「公益社団法人 民間総合調停センター」に和解あっせんを申し立てました。また、實川議長らは、第21期運営委員の任期は8月10日（第21期運営委員の選出は2013年8月10日の芦屋大会の総会でした。）で終了していると主張しました。この和解あっせんと任期切れ解釈はどちらも一方的な主張でしかも矛盾しています。そのため、谷奥運営委員長は「手続きに応じません」と回答しました。

③ 同年 11 月 23 日、第 21 期運営委員長（谷奥運営委員長）は会則に則り、東京駅前ビルのハロー貸会議室において臨時総会（出席者 71 人、委任状 48 人）を招集し、同年 9 月 4 日定期総会における審議未了の全議案を採決し、選挙によって第 22 期運営委員会（亀口運営委員長）が正式に発足しました。

④ 同年 12 月 25 日、本学会は、實川議長らとの「話し合い」による解決方法を採用することは困難だと判断し、本学会が原告となり大阪地方裁判所に提訴（甲事件）しました。

本学会訴状の「請求」の内容は、以下の通りです。

1. 被告實川幹朗および被告戸田弘子は、いずれも、原告の会員ではないことを確認する。
2. 被告中川聡および被告金田恆孝は、いずれも、原告の第 22 期運営委員ではないことを確認する。
3. 被告梅屋隆は、原告の第 22 期監事ではないことを確認する。
4. 被告らは、いずれも、原告名義を使用して、広報誌・紙の発行、インターネットによる広報活動、講演会・研修会の開催等の活動をしたり、これら活動に参加してはならない。
5. 被告らは連帯して、原告に対し金 1 千万円およびこれに対する本訴状送達の日から翌日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。（仮処分）
6. 訴訟費用は被告らの負担とする。  
との判決並びに第 5 項につき仮執行の宣言を求める。

上記の「請求 1～3」の背景には、「實川議長らが 9 月 26 日に強行開催した定期会員総会開催は無効」であり、同時に「第 21 期運営委員長（谷奥運営委員長）が招集した 11 月 23 日の臨時総会で議決された内容は有効」であるとする共通認識が、第 21 期と第 22 期のすべての運営委員にありました。

⑤ ところが、2016 年 4 月 12 日に一般社団法人日本臨床心理学会（2015 年 12 月 18 日に實川被告らが総会決議なく法人登記）が、本学会役員 11 名を被告として「名称使用差止め等請求」の訴訟（乙事件）を起こしました。その告訴内容は、本学会に対し「不当に占有する学会財産の引き渡し」を要求するものであり、本学会が「日本臨床心理学会」の名称を使用してはならないというものでした。

## 判決文の概要

大阪地裁の判決文では、本学会提訴による「損害賠償等請求事件」を甲事件（原告を「原告学会」という）とし、一般社団法人日本臨床心理学会による逆提訴した「名称使用差止め等請求事件」を乙事件（原告を原告社団法人という）としています。なお、本裁判の口頭弁論終結日は、2017 年 1 月 13 日でした。

判決の主文（第 1 項～第 11 項）のうち、重要な内容（第 1 項～第 7 項）は以下の通りです。

- 主文第1項 甲事件被告中川及び甲事件被告金田は、いずれも原告学会の第2期運営委員ではないことを確認する。
- 主文第2項 甲事件被告梅屋は、原告学会の監事ではないことを確認する。
- 主文第3項 甲事件被告らは、いずれも「日本臨床心理学会」の名称（中略）で活動してはならない。

判決文の「事実及び理由（第3当裁判所の判断9）」には、「『日本臨床心理学会』の名称を自らの名称として使用することができる権利を有するのは原告学会のみであるから、原告社団法人が、上記名称を自らの名称として使用する権利を有していないことは明らかである。」と明記されています。

主文第4項、第5項、第6項では、被告らは、連帯して日本臨床心理学会に220万円及び2016年1月18日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払えとしています。

なお、主文第7項では、原告学会の「實川・戸田が原告学会の会員でない」という確認請求(地位不存在確認)については、「法律上の争訟に当たらず、裁判所の司法審査の対象となるものではない」として却下されました。しかし、これは、裁判所が原告学会の臨時総会の成立を認めたことで、實川・戸田の除名決議が有効であることを追認するものに他なりません。したがって、今後ともこの2名を会員ではないとして学会運営することに何ら問題はありません。

以上、判決文に示されているように、2015年11月23日の原告学会臨時総会が、適法に開催されていることが認められ、被告らが主張する「名称使用の差し止め請求」は棄却されました。

## おわりに

本学会は、1964年の設立総会で創設されて以来、会則を持つ「権利能力なき社団」として人格的利益と名誉権を持っています。今後も被告らが「一般社団法人日本臨床心理学会」を名乗ることは、明らかに違法であり、本学会の人格権と名誉権の侵害であることを最後に確認しておきたいと思えます。

長期に亘る裁判でしたが、会員みなさまの御支援で全面勝訴することが出来ました。また、傍聴も含めての御支援、御協力に改めて感謝します。